

教育委員会後援事業等に関する報告

※区分の★は新規に申請があったもの

No.	日時	事業名	主催者名	場所	区分	担当課
1	①令和8年3月21日10:30～12:30 ②令和8年3月22日10:30～12:30 ③令和8年3月22日13:30～15:30 ④令和8年3月25日10:30～12:30 ⑤令和8年3月26日10:30～12:30 ⑥令和8年3月28日10:30～12:30	子どもの将来を考えるマネー講座	一般社団法人日本中小企業DC支援協会	①④⑤⑥オンライン・②③ 地場産くめ	後援	学校教育課
2	令和8年10月12日13:00～17:00	塾の日シンポジウム 2026久留米大会	公益社団法人 全国学習塾協会	翠香園ホテル(久留米市榊原町87)	後援★	学校教育課
3	令和8年3月1日～令和8年4月30日10:00～18:00	アート制作 無料体験会	ヒューマンアカデミー株式会社	久留米市上津町1918-5	後援	学校教育課
4	①令和8年3月21日9:30～11:45 ②令和8年4月4日9:45～11:45 ③令和8年4月19日9:45～11:45	2026 TOSS春の教師力UPフェス	NPO福岡子ども未来工房	①なみきスクエア ②福岡市内施設 ③えーるびあ	後援	学校教育課
5	令和8年3月20日 13:00～15:00	第8回ヒナモロコチャリティーコンサート「山苞・春の音楽会、クリスマスローズ・コンサート」	山苞の会	雑魚庵和室(安超寺北)	後援	田主丸事務所
6	令和8年3月11日・14日・15日 10:00～12:00	子供にも教えたい年金とお金の勉強会	一般社団法人 日本ライフサステナビリティ協会	石橋文化会館 会議室B	後援★	生涯学習推進課
7	令和8年6月6日～6月7日 10:30～17:00	公益社団法人日本青年会議所第54回福岡ブロック大会 久留米大会	公益社団法人日本青年会議所 九州地区 福岡ブロック協議会	東町公園・久留米シティプラザ・六角堂広場・久留米シティプラザ・グランドホール	後援★	生涯学習推進課
8	令和8年3月30日 10:00～15:45	理系を検討する女子のための地域企業見学会inローム・アポロ筑後工場	久留米工業大学	ローム・アポロ筑後工場および久留米工業大学	後援	生涯学習推進課
9	令和8年6月3日・4日・5日・7日 各日9:30～13:00	子どもの潜在能力を引き出す脳科学講座	一般財団法人日本リーダー育成推進協会	オンライン講座 使用媒体:Zoom(ズーム)※兵庫県姫路市飾磨区三宅1丁目26番地より配信いたします。	後援	生涯学習推進課
10	令和8年4月19日10:00～16:00	久留米スロヴァキア国立オペラ2026	筑後スロヴァキア・オペラ交流の会	久留米シティプラザ・久留米座 久留米市六ツ門町8-1 0942-36-3082	後援	生涯学習推進課
11	令和8年4月19日 10:00～16:00	with COCOマルシェ	with COCOマルシェ実行委員会	久留米シティプラザ 2階展示室	後援★	生涯学習推進課
12	令和8年5月16日 13:30～15:30	第9回童謡・唱歌をみんなで歌う会	童謡・唱歌をみんなで歌う会	えーるピア久留米視聴覚ホール	後援	生涯学習推進課
13	令和8年4月25日～4月26日 10:00～17:00	石橋文化センター開園70周年記念フェスティバル	公益財団法人久留米文化振興会	石橋文化センター園内(久留米市野中町1015)	後援	生涯学習推進課
14	令和8年3月14日～5月31日 9:00～17:00	グリーンマルシェ 春の植木祭	くめ緑花センター協同組合	くめ緑花センター 道の駅くめ	後援	生涯学習推進課
15	令和8年4月19日～令和9年1月 毎週日曜日10:00～12:00	伝統文化囲碁親子教室	日本棋院久留米中央支部囲碁センター碁楽	ツジ胃腸内科医院1F地域交流センターケアハウスコスモス21	後援	生涯学習推進課
16	令和8年7月12日 13:30～17:00	日本・スウェーデン親善「合唱の夕べ」	久留米信愛中学校・高等学校女声合唱団	石橋文化ホール	後援	生涯学習推進課
17	令和8年11月22日 14:00～16:15	寿流太鼓保存会 久留米公演	寿流太鼓保存会	久留米シティプラザ 久留米座	後援★	生涯学習推進課

No.	日時	事業名	主催者名	場所	区分	担当課
18	令和8年5月4日(月祝)14:00~16:00	久留米児童合唱団第54回定期演奏会	久留米児童合唱団	石橋文化ホール	後援	生涯学習推進課
19	令和8年8月2日 9:45開会	第81回九州合唱コンクール 福岡県大会	福岡県合唱連盟	石橋文化センター文化ホール	後援	生涯学習推進課
20	令和8年5月31日 10:00~19:00	第81回福岡県合唱連盟福岡支部合唱祭	福岡県合唱連盟福岡支部	石橋文化センター 大ホール	後援	生涯学習推進課
21	令和8年7月11日 10:00~17:30	筑前琵琶橋流日本橋会 第58回全国演奏大会	筑前琵琶橋流日本橋会	久留米シティプラザ 久留米座	後援★	生涯学習推進課

令和8年第1回（3月）久留米市議会一般質問回答要旨  
 質問一覧（教育部関連）

質問議員	質問内容
<代表>	
吉富 巧 議員	5 未来につながる誰ひとり取り残されない教育について
そうだ 耕一郎 議員	4 部活動の地域移行について 5 義務教育学校について
山下 尚 議員	3 教育行政について (1) 小学校の統合について (2) 体育館のエアコンについて (3) 就学援助費について
堺 太一郎 議員	5 小・中学校における生成AIの活用について
藤林 詠子 議員	1 共生社会づくりについて (1) 久留米市障害を理由とする差別をなくす条例施行後の取組について ア 学校教育における現状と課題、今後の取組について
原口 和人 議員	4 教職員に対するカスタマーハラスメントについて
<個人>	
吉武 憲治 議員	1 学校における深刻化する「SNSいじめ（暴力）」について
後藤 敬介 議員	5 城島地域の小中一貫教育について
山崎 ケブン 議員	2 不登校生徒への進路情報提供について
小林 ときこ 議員	1 高校生・学生のアルバイトの実態と支援について 3 リプロダクティブ・ヘルス/ライツについて (1) 包括的性教育について

(教育部関連)

令和8年第1回（3月）久留米市議会一般質問回答要旨  
質問一覧（市民文化部関連）

質問議員	質問内容
<代表>	
そうだ 耕一郎 議員	4 部活動の地域移行について
<個人>	
草場 公晴 議員	2. アーバンスポーツ施策と施設整備の施策形成について 3. 久留米総合スポーツセンター周辺における駐車場問題と交通マネジメントについて

(市民文化部関連)

## 代表

### 一括質問方式

#### 【質問議員】

吉富 巧 議員

#### 【質問要旨】

5 未来につながる誰ひとり取り残されない教育について

#### 【質問趣旨】

小学校統合について、これまでの成果と、それを踏まえた今後の展望を問う。

#### 【回答要旨】

1 小学校統合の取組の成果

市教育委員会では、これまで「下田・浮島・城島小学校」「青峰・高良内小学校」「大橋・善導寺小学校」の統合を進めてきました。

統合後は全学年でクラス替えができる「望ましい学校規模」が確保され、教育活動の幅が広がるとともに、子どもたちが多様な価値観に触れ、切磋琢磨できる教育環境になりました。また、学校運営では、同学年の担任同士が相談・協力できる環境が構築されております。

統合後に行ったアンケート調査では「友達が増えてうれしい」「ライバル心が芽生えた」などの声もあり、ほとんどの児童及び保護者が肯定的な回答をしています。さらには、こうした取組を通して、小学校統合に対する保護者や市民の皆様の理解が広がってきていると実感しているところです。

2 今後の展望について

今後、少子化の進行により、小学校の小規模化はますます加速していくことが見込まれています。小学校統合の取組は、子どもたちのより良い教育環境の実現とともに、老朽化した学校施設の集約による計画的な改修・改築の実施にもつながります。今後も少子化が進む中、次世代に負担を残さないよう、小学校統合の取組をはじめ、持続可能でより良い教育環境の実現をめざしてまいります。

## 2回目

#### 【質問趣旨】

久留米市における不登校支援の考え方と取組内容、評価について問う。

#### 【回答要旨】

1 不登校支援の考え方と取り組み内容

不登校の児童生徒数の大幅な増加や長期化が進む中、その対応は喫緊かつ重要な課題であると認識しています。

そこで、市教育委員会では、令和5年度に策定した不登校対応方針に基づき、「居場所づくり」「学習支援」「相談体制」の3つの柱に沿って、取組を推進しています。

今年度は特に、ICTを活用し、オンラインによる交流やアプリを活用した学習支援に取り組み、60名を超える児童生徒が登録しており、徐々にではありますが、申込者が増えている状況です。

2 不登校支援の取組の評価

このICTを活用した支援では、「落ち着く場所や、つながる場所ができた」等の声があがっており、また、相談先を記載したリーフレットの配布やフリースクール利用時の補助についても評価する声をいただいています。

今後とも、子どもや保護者に寄り添った取組になるよう、当事者の声をしっかり聞きながら、不登校対応をはじめとする誰ひとり取り残されない教育を目指してまいります。

### 3回目

#### 【質問趣旨】

今後の学校教育に向けての教育長の基本的認識について問う。

#### 【回答要旨】

近年、急速な少子化とともに、デジタル化の進展やグローバル化、さらには価値観の多様化など、子どもを取り巻く環境が大きく変化してきております。

私は、このような認識のもと、いつの時代にも変わらず必要な「人権・同和教育や特別支援教育」を土台に据え、子どもを真ん中にした取組を進める必要があると考えております。

その上で、今後の学校教育では、次の3つを軸に進めていきたいと考えています。

1つは「安全・安心な学校づくり」です。不登校対応や特別支援教育など、大人の視点ではなく、子ども目線や子どもの声を大事にした取組を進めます。

次に「学力の保障と向上」です。将来の社会的自立に向けて全ての子どもたちの学力の保障と向上を進めます。

3つ目は「特色ある学校づくり」です。英語と探究学習を特色とし、グローバルに活躍する子どもの育成や、社会の課題解決につながる主体的な学びへの変革を進めます。

今後、こうした取組を基本に、子ども一人ひとりが笑顔で元気に学校に通い、楽しく学ぶことができる環境づくり、そして、子どもの可能性を引き出し、大きく伸ばしていくことができる学校教育の実現に向け、全力を尽くしてまいります。

### 一括質問方式

#### 【質問議員】

そうだ 耕一郎 議員

#### 【質問要旨】

4 部活動の地域移行について

#### 【質問趣旨】

久留米市の運動部活動における地域移行の現状と今後の方向性について問う。

#### 【回答要旨】

1 取組の現状について

運動部活動の地域移行については、国の取組方針を踏まえながら、休日の部活動を学校以外の団体が運営する「地域クラブ活動」へ移行することを目標に、令和6年度から取組を進めております。

具体的には、その準備段階として、学校数や部員数、インドアやアウトドアといった活動場所等の視点からモデル部活動を選定し、隣接する学校が複数集まって活動を行う「合同部活動」に取り組んでいるところです。

今年度実施したアンケートでは、参加した生徒の92%、教員の87%が肯定的な回答をしております。

2 今後の方向性について

令和8年度は、休日の合同部活動の競技種目を拡大していくとともに、部活動の受け皿となる地域クラブの土台づくりとして、中学生を対象とした総合型地域スポーツクラブ主催のスポーツ教室の実施に向けて準備を進めております。

また、地域クラブの認定要件や保護者負担のあり方等について、国が示す基準も踏まえながら、有識者や競技団体、保護者の代表等で組織する「部活動地域移行検討協議会」において、検討していくこととしております。

## 2回目

### 【質問趣旨】

部活動地域移行の受け皿となる団体の整備の課題及び平日の部活動の地域移行の方向性について問う。

### 【回答要旨】

#### 1 受け皿となる団体の整備の課題について

久留米市における部活動地域移行の受け皿となる団体については、市内の総合型地域スポーツクラブを中心に進める予定ですが、各クラブによって取り組むことができる競技種目が異なることや、クラブがないエリアにおける受け皿団体の確保などの課題があります。このことについては、今後しっかりと地域の皆様や団体の方々と協議していく必要があると認識しています。

#### 2 平日の部活動地域移行の方向性について

平日の部活動の地域移行につきましては、放課後の限られた時間内での移動も含めた活動時間や指導者の確保などの課題があります。

そのため、先進自治体の事例等を注視しつつ、まずは、休日の部活動の地域移行を着実に進めていきたいと考えております。

今後も、引き続き、庁内の連携を図りながら、子どもたちが将来にわたって豊かなスポーツ活動に親しむ機会の充実・確保及び教員の負担軽減に向けて部活動の地域移行の取組を進めてまいります。

### 【質問要旨】

#### 5 義務教育学校について

### 【質問趣旨】

義務教育学校のメリット・デメリットについて、どのように認識しているか。また、久留米市としてどのような義務教育学校を目指していくのか。

### 【回答要旨】

#### 1 義務教育学校のメリット・デメリット

義務教育学校は、一人の校長、一つの教職員組織のもとで、9年間の一貫した教育課程を編成・実施するもので、平成28年度に新しく制度化された学校です。

義務教育学校のメリットとして、児童においては「日常的に異なる学年で交流しやすいこと」、教職員においては「小中の教員間における情報共有や相談のしやすさ」といった点があげられます。

その一方で「小学校高学年のリーダー経験の機会が少なくなること」や「運動場・体育館の利用調整」などのデメリットもあると認識しております。

#### 2 久留米市が目指す義務教育学校

近年、子どもたちの心身の発達の早期化や専門性のある教科指導が求められる中、義務教育9年間を通した系統性・連続性のある「小中一貫教育」の導入を検討する必要があると考えております。

今回の義務教育学校の設置に向けた取り組みは、今後、久留米市が小中一貫教育を進めていくための道標となるものであり、子どもたちや地域にとって魅力ある学校を目指して、しっかり、研究や実証を進めてまいります。

## 2回目

### 【質問趣旨】

屏水エリアの義務教育学校の開校を目指すにあたり、課題の解決に向けてどのように取り組むのか。また、屏水エリア以外の検討はできないのか。

### 【回答要旨】

#### 1 屏水エリアの取組について

屏水エリアの義務教育学校の設置につきましては、9年間を見通した教育課程のあり方や教職員体制の確保、必要な施設整備、4つの小学校区にまたがる

地域との連携のあり方など、多岐にわたる協議調整が必要となります。

そのため、地域・保護者・学校等からなる「義務教育学校新設準備委員会」を設置したところです。今後、関係者の方々のご意見を聞きながら、市議会にも相談のうえ、検討課題の協議調整を図っていきたいと考えております。

## 2 屏水エリア以外の義務教育学校の検討について

現在、市教育委員会では、義務教育学校のあり方を含む久留米市における小中一貫教育の方針案を検討しております。

今後の久留米市における義務教育学校の設置については、その方針案や、屏水地域の義務教育学校の検証状況、学校や地域の状況、学校規模、地理的状況、施設の状況等を踏まえて総合的に検討していきたいと考えております。

### 一括質問方式

【質問議員】 山下 尚 議員

【質問要旨】 3 教育政策について  
(1) 小学校の統合について

【質問趣旨】 少子化がさらに進み、学校施設の老朽化も進行する中、今後の小学校統合をどう進めていくのか。

【回答要旨】 1 小学校統合の基本認識  
市立小学校の児童数は、令和13年度までの今後6年間で約2800人減少し、学級数が11学級以下の小規模校・過小規模校は、現在の16校から20校に増える見込みです。

このように、小学校の小規模化が進む中、市教育委員会は、子どもたちが集団の中で、多様な考えに触れ、協力し合い、切磋琢磨しながら、一人ひとりの資質や能力を伸ばしていくため、全ての学年でクラス替えができる学校規模が必要であると考えています。

また、多くの学校施設では老朽化も進行しており、老朽化の観点も含めた取組が必要であると認識しております。

## 2 今後の小学校統合の取組

今後の小学校統合の取組にあたっては、児童数・学級数の将来推計や学校施設の老朽化の状況について、引き続き、広く市民の皆様にご公表するとともに、市議会と協議をさせていただきながら進めてまいりたいと考えております。

そのうえで、次世代に負担を残さない持続可能な教育環境と、子どもたちにとって、より良い教育環境の実現を目指し、今後とも、しっかりと小学校の統合に取り組んでまいります。

【質問要旨】 3 教育政策について  
(2) 体育館のエアコン設置について

【質問趣旨】 学校の体育館へのエアコン設置の考え方について問う。

【回答要旨】 近年猛暑により、夏場を中心として体育館は高温になることから、児童生徒や教職員の健康や安全確保及び円滑な教育活動の実施の面で、体育館へのエアコン設置の必要性は十分認識しているところです。

しかしながら限られた財源の中、他の整備すべき教育施設との優先順位を考慮する必要があるため、現在のところ体育館へのエアコン設置の具体的な検討には至っておりません。

## 2回目

【質問趣旨】 国が体育館へのエアコン設置を推奨しているのではないのか。

【回答要旨】 文部科学省は、令和6年度に、避難所となる学校の体育館のエアコン設置に関する交付金制度を新たに設け、設置を推進しています。

この制度では、教室等にエアコンを設置する場合の補助率が3分の1であるのに対して、2分の1に引き上げられており、また、光熱費についても新たに交付税措置が講じられるなど、有利な制度となっています。

しかしながら、エアコンについては、今後職員室等の管理諸室や普通教室の更新なども必要となり、校舎の改築など、他の教育施設の整備も含めて総合的に判断していく必要があると考えております。

【質問要旨】 3 教育政策について  
(3) 就学援助費について

【質問趣旨】 就学援助制度における修学旅行費の支給額はいくらか。また、その支給額で全額賄えているのか。

【回答要旨】 就学援助は、経済的な理由によって、学校活動に必要な費用の負担が厳しい家庭の保護者を援助する制度です。そして、その支給額は、国が示す標準単価を参考に、各自治体が設定しています。

久留米市の就学援助における修学旅行費の支給額は、小学校が21,490円、中学校が57,590円を上限として、実際にかかった費用を支給しています。

令和6年度の実績では、小学校は、一部の学校において実際の旅行費用が就学援助の支給額を上回り、一部の差額を保護者が負担していますが、中学校では、全ての学校において就学援助の支給額で賄っております。

## 2回目

【質問趣旨】 社会情勢の変化に応じて、修学旅行費の支給額を見直す必要があるのではないのか。

【回答要旨】 就学援助における修学旅行費については、次の3つの視点から検討していく必要があると考えております。

まずは「保護者負担の視点」です。物価の高騰が続く中、経済的に厳しい家庭の負担のあり方を考慮する必要があります。

次に「修学旅行に要する経費の視点」です。貸切バスの料金や宿泊費などの上昇により、修学旅行に要する費用の増加が見られるため、行程等の見直しも併せた対応が必要であると考えております。

最後に「より良い教育の視点」です。修学旅行は日常とは異なる環境の中で、子どもたちが集団で過ごす大切な学校行事であり、その教育目的が達成できるようにする必要があります。

市教育委員会ではこうした視点を踏まえ、社会情勢の変化に応じた支給額となるよう検討してまいります。

## 一括質問方式

### 【質問議員】

堺 太一郎 議員

### 【質問要旨】

5 小・中学校における生成 AI の活用について

### 【質問趣旨】

生成 AI に関する基本認識と、久留米市の小・中学校での活用状況について問う。

### 【回答要旨】

#### 1 生成 AI に関する基本認識

生成 AI は、現代社会の様々な分野において急速に浸透し、その活用は避けられないものとなっています。そのような中、学校現場においても、教育活動の充実や教職員の負担軽減など、様々な効果が期待されていると認識しております。

その一方で、令和6年12月に、文部科学省が、「生成 AI の利活用に関するガイドライン」を策定し、正しい認識とルールに基づいた適切な運用を求めているように、情報の正確性や漏洩、権利侵害といったリスクへの十分な配慮が必要となります。

#### 2 小中学校の活用状況

市立小中学校では、今年度より、大学教授や Google 社の支援を受けながら、教職員の事務作業や授業準備等での活用を推進しており、子どもや保護者アンケートの分析や調査データの整理等の効率化により、教職員が子どもと向き合う時間をより確保するなどの成果が出ています。

一方、子どもたちの生成 AI の活用については、リスクに配慮した効果的な活用に向けて丁寧な検討が必要であると考えており、現在は、中学校1校を検証校とし、子どもへの指導や活用方法等に関する検証を行っています。

## 2回目

### 【質問趣旨】

子どもたちの生成 AI の活用に関する検証を行っているとのことだが、その現状と今後の展望について問う。

### 【回答要旨】

インターネットで検索すると生成 AI が回答するなど、子どもたちは、生成 AI を日常的に自由に使うことができる環境にあります。そのため、子どもたちが生成 AI を正しく理解し、思考力を損なうことなく、新たなものを生み出す力を伸ばす、そうした「生成 AI を正しく使いこなす力」の育成が重要であると考えています。

検証校である中学校では、2年生を中心に、授業での効果的な活用方法や学習内容の理解度などの検証を進めています。

具体的には、自作の文章を生成 AI を使いながら推敲を重ね、より人に伝わる文章に磨き上げる実践を行っています。この過程で、生成 AI の仕組みや利便性を学ぶとともに、個人情報の保護や生成 AI で得られた情報の真偽の確認といった利用上のリスクと責任なども学んでいます。

今後、こうした検証を他の学校にも広げ、リスクを理解した上で安全かつ効果的に活用できるよう取り組んでまいります。

また、生成 AI は家庭生活でも身近な存在となっていることから、こうした取組を保護者へ周知し、連携しながら進めてまいりたいと考えています。

## 一括質問方式

### 【質問議員】

藤林 詠子 議員

### 【質問要旨】

- 1 共生社会づくりについて  
(1) 久留米市障害を理由とする差別をなくす条例施行後の取組について  
ア 学校教育における現状と課題、今後の取組について

### 【質問趣旨】

特別支援教育や就学相談の現状及び共生社会づくりに向けた課題は何か。

### 【回答要旨】

- 1 特別支援教育や就学相談の現状  
令和7年度の特別な支援が必要な児童生徒数は、久留米特別支援学校で299人、小中学校の特別支援学級で1,632人、通級指導を受けている児童生徒が318人の合計2,249人で、平成28年度からの10年間で約2.1倍に増加しております。  
また、児童生徒の就学先を判定する就学相談会のうち、小学校入学予定者の申込数は、令和5年度は257人、令和6年度は273人、そして、令和7年度が291人と年々増加しております。
- 2 共生社会づくりに向けた課題  
特別な支援が必要な児童生徒が増加する中、教員が子どもたちの多様な個性や特性を理解し、全ての子どもたちにとって、学びやすい集団づくりや授業づくりを行うための専門性や指導力の向上が必要であると考えております。  
また、就学相談の場において、保育・療育と同様の支援を望まれるケースも増えつつあり、保育・療育などの関係者や保護者が、幼児期と就学後の教育内容や教育環境の違いについて十分に理解した上で、就学後の適切な学びの場を選択できるようにすることが必要であると考えております。

## 2回目

### 【質問趣旨】

共生社会の実現に向けた今後の取組をどう考えているのか。

### 【回答要旨】

- 1 教員の指導力等の向上に向けた課題への対応  
市教育委員会では、毎年度全ての教員を対象に実施している「特別支援教育夏期講座」の内容の充実を図りたいと考えております。  
具体的には、通常の学級におけるユニバーサルデザインの考え方に基づいた学習環境づくりや、多様な個性や特性を持つ子どもたちへの関わり方について、教員自らが学び、振り返ることができるような研修内容の工夫を行っていきたいと考えております。
- 2 就学相談における課題への対応  
幼稚園や保育園、療育機関などの関係機関に対し、学校教育における教育内容や教育環境への理解を深めるための働きかけなど、庁内での意見交換等を行いながら取り組んでいきたいと考えております。  
このような取組を通して、障害の有無に関わらず、全ての子どもたちが共に学び成長できる環境づくりに努めてまいります。

## 一括質問方式

### 【質問議員】

原口 和人 議員

### 【質問要旨】

4 教職員に対するカスタマーハラスメントについて

### 【質問趣旨】

保護者から教員に対する過度な要求等の現状を問う。

### 【回答要旨】

1 病気休暇の取得状況やその要因について

市立小中学校において、令和7年度に新たに精神疾患による病気休暇を取得した教員は、約1600名のうち47名となっており、そのうち8名が休職に至っています。

また、その要因については、全ての教員を対象としたストレスチェックの結果では「児童生徒への対応」「保護者対応」「事務的な業務量」がストレスの高い割合となっております。

2 「カスタマーハラスメント」の現状について

今年、市立小中学校60校に調査をしたところ、主なものとしては、

- ・1時間を超える電話での苦情等が、27校で、延べ267件
  - ・教員に対する暴言等が、30校で、延べ216件
  - ・大声で怒鳴るといった威圧的な言動が、26校で、延べ187件
- との報告がっております。

市教育委員会としましては、保護者や地域との信頼関係を大切にしながらも、教職員が安心して教育活動に専念できる環境を確保するため、不当な要求や過度な言動に対しては、学校と連携しながら、組織的に、しっかりと対応していく必要があると認識しております。

## 2回目

### 【質問趣旨】

保護者からの過度な要求等に対して、学校や市教育委員会の対応と、カスタマーハラスメントが起らないようにするための今後の対策について問う。

### 【回答要旨】

学校や市教育委員会では、保護者からの過度な要求等への対応について、大きく3つの取組を行っております。

まずは、組織的な対応の徹底です。昨年度、県教育委員会が作成したガイドブックに基づき、管理職への随時の報告・相談を徹底するとともに、一人の教員で抱え込むことがないように、複数の教員で対応するようにしております。

次に、専門家から学ぶ場の設定です。昨年度の校長会では、保護者からの過度な要求等に対する具体的な対応や手順について、弁護士による研修を実施しました。

最後に、専門家に相談できる環境づくりです。保護者対応の中で、法律等に関する専門的な見解が必要な場合は、学校と市教育委員会が連携し、弁護士等に相談できる事業を実施しています。今後は、状況に応じて学校が直接弁護士へ相談できる仕組みを整備し、速やかな対応が可能となるようにしていきたいと考えております。

今後、日頃からの学校と保護者の信頼関係の構築を基本としながら、教職員が働きがいをもって勤務できるよう、適切なカスタマーハラスメント対策を進めていきたいと考えております。

## 個人

### 一般質問方式

#### 【質問議員】

吉武 憲治 議員

#### 【質問要旨】

1 学校における深刻化する「SNSいじめ（暴力）」について

#### 【質問趣旨】

SNS いじめの特徴と従来のいじめとの違いは何か。

#### 【回答要旨】

SNS 上のいじめは、誹謗・中傷の書き込みのほか、最近報道されているような暴力行為等の動画を撮影したり、拡散したりするなど、SNS を通して、特定の児童生徒に心身の苦痛を感じさせる行為であると認識しています。

その特徴としましては、主に次の4つが挙げられます。

- ① 不特定多数の者から絶え間なく集中的に行われ、被害が深刻になること
  - ② 匿名性が高く、安易に書き込みができることから、簡単に被害者にも加害者にもなりうること
  - ③ 情報の収集・加工が容易にでき、記録として残るため、個人情報等がネット上で流出・拡散し、被害が長期化しやすいこと
  - ④ 被害が見えにくいため、学校や保護者が把握しづらいこと
- こうした点が SNS 上のいじめの特徴であり、その他のいじめとの違いであると考えております。

### 2回目

#### 【質問趣旨】

市立小・中学校で発生している SNS いじめの状況と、直近5年間の SNS いじめの合計件数を問う。

#### 【回答要旨】

市立小中学校を対象にした「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」によりますと、認知されたいじめの内容で「パソコンや携帯電話で、誹謗・中傷や嫌なことをされる」と回答した件数は、令和2年度から6年度までの5年間の合計で、小学校90件、中学校137件となっており、小・中合わせた年間の平均は45件程度となっております。

また、本市における SNS 上のいじめの状況については、児童生徒間で悪口を書き込む事案や、画像や動画を加工・編集したものを特定のグループ内で回して見るなどの報告がっております。

### 3回目

#### 【質問趣旨】

久留米市では、「過去に、SNS いじめにおける暴行動画の存在は把握していない」ということでよいのか。

#### 【回答要旨】

市教育委員会では、いじめの状況を把握するため、全ての市立学校から毎月報告を受けております。加えて、重大性や緊急性の高い事案は、その都度速やかな報告を求めています。また、児童生徒への定期的なアンケートや保護者等からの教育相談にも随時対応し、よりの確な把握に努めているところです。

このような中、全国各地で発生し、報道されているような SNS 上での児童生徒による暴力行為等の動画が拡散される事案について、各学校からの報告はなく、市教育委員会への相談もありません。

#### 4回目

##### 【質問趣旨】

市教育委員会は、表面化していない潜在的ないじめ件数をどのように把握し、学校を指導していくのか。くのか。そうした事業を担う団体や担当部局との調整をどのように行うのか。

##### 【回答要旨】

いじめは、児童生徒の安全安心を脅かす人権侵害行為であり、絶対に許さないという認識のもと、いじめの早期発見・早期対応の取組を進めております。

具体的には、校内研修等において、教職員がいじめの定義を正確に理解し、適切な対応につなげるとともに、いじめの初期段階においてスクールソーシャルワーカー等の専門職を積極的に活用しながら、組織的に対応することを指導しております。

また、SNS上のいじめを含む潜在化しやすい、いじめの把握については、アンケートを活用して見過ごしがたいか丁寧に確認することや、SOSの出し方教育の実施による早期発見、事案に応じた警察等との連携による重大化の防止などを指導しているところです。

さらには、SNS上のいじめの未然防止に向けて、情報モラル教育等の実施により、子どもたちがSNSを安全かつ適切に利用できるよう、各学校に周知しています。

#### 5回目

##### 【質問趣旨】

ネット上のいじめが急増している中、情報モラルが必要不可欠と考える。今後の展望と手段を問う。

##### 【回答要旨】

市教育委員会では、情報モラルや情報リテラシーなどは、自他の権利を尊重し、安全かつ適切に情報を扱うために必要なものであり、ICT活用の基盤として、その育成に努めています。

現在、各学校では、県教育委員会が作成した情報モラル教材等を使った授業を行っているほか、インターネットの危険性などを保護者と子どもが共に学ぶ機会として、様々な啓発動画の配信や専門家による講話の実施などに取り組んでいます。

今後、学校や保護者と連携しながら、子どもたちの情報モラル等の育成に努めてまいります。

#### 一問一答方式

##### 【質問議員】

後藤 敬介 議員

##### 【質問要旨】

5 城島地域の小中一貫教育について

##### 【質問趣旨】

久留米市の小中一貫教育に対する考え方、また、どう取り組むのかについて問う。

##### 【回答要旨】

1 子どもたちを取り巻く環境について

市教育委員会では、小学校から中学校への円滑な接続を目指して、小学校6年生の中学校への体験入学や、小学校6年生の担任と中学校の教員による情報交換など、小中学校の接続に重点を置いた「小中連携教育」に取り組んできました。

そのような中、子どもたちの心身の発達の早期化、プログラミングや英語の学習等に見られるような、教育課程における小中連携の必要性の高まりなど、9年間を見通した資質・能力の育成につなげるための対応が求められるようになっております。

## 2 小中一貫教育に対する考え方と取組について

小中一貫教育は、義務教育を一体のものとして捉え、9年間を見通した教育課程を編成するもので、小中学校の垣根を越えた乗り入れ授業や教員の合同研修などを通して、一貫性のある支援・指導を図ることができるものと認識しております。

このような認識のもと、これまでの「小中連携教育」を一步前に進めた「小中一貫教育」に取り組んでいくため、現在、小中一貫教育に関する方針案を検討しているところです。たちの心身の発達の早期化、プログラミングや英語の学習等に見られるような、教育課程における小中連携の必要性の高まりなど、9年間を見通した資質・能力の育成につなげるための対応が求められるようになっております。

## 2 小中一貫教育に対する考え方と取組について

小中一貫教育は、義務教育を一体のものとして捉え、9年間を見通した教育課程を編成するもので、小中学校の垣根を越えた乗り入れ授業や教員の合同研修などを通して、一貫性のある支援・指導を図ることができるものと認識しております。

このような認識のもと、これまでの「小中連携教育」を一步前に進めた「小中一貫教育」に取り組んでいくため、現在、小中一貫教育に関する方針案を検討しているところです。

## 2回目

### 【質問趣旨】

城島地域の小中一貫教育について、どのように考えているのか。

### 【回答要旨】

小中一貫教育の実施にあたっては、義務教育終了時の子どもの姿をどのように位置付けるのかや、教育課程の編成、教員の確保や人材育成、施設整備など、多岐にわたる調整や準備が必要であり、丁寧に進めていく必要があると考えております。

また、小中一貫教育は、その実施する形態として、義務教育学校や小中一貫型の小学校と中学校（いわゆる小中一貫校）があります。

城島地域における小中一貫教育のあり方につきましては、現在検討している小中一貫教育に関する方針案や、屏水地域の義務教育学校の検証等をもとに、学校や地域の状況、学校規模、地理的状況、施設状況を踏まえ、市議会や保護者・地域の方々のご意見等もお聞きしながら、総合的に検討していきたいと考えております。

## 一問一答方式

### 【質問議員】

山崎 ケブン 議員

### 【質問要旨】

2 不登校生徒への進路情報提供について

### 【質問趣旨】

令和6年度に中学校を卒業した不登校生徒の進路状況について問う。  
また、進路未確定者の近年の動向について問う。

### 【回答要旨】

令和6年度に中学校を卒業した不登校生徒187名のうち、

- ・全日制高校に進学した生徒は、35.8%の67名
- ・定時制・通信制高校等へ進学した生徒は、50.3%の94名
- ・就職した生徒は、5.3%の10名となっております。

また、不登校生徒のうち、中学校卒業段階における進路未確定の生徒の人数や割合は、令和4年度は、6.2%の8名、令和5年度は10.9%の20名、令和6年度は8.6%の16名となっており、ここ数年10%前後で推移しております。

## 2回目

### 【質問趣旨】

定時制・通信制高校等説明会が行われ、不登校生徒も参加していると聞いているが、実績等について問う。

### 【回答要旨】

市教育委員会では、不登校やその兆候がある生徒並びにその保護者を対象に、不登校親の会等との共同で、「定時制・通信制高校等説明会」を年2回実施しております。

令和7年度は、定時制や通信制、学びの多様化学校などの高等学校17校による学校説明や個別相談会を行い、のべ287名の参加がありました。

説明会の中では、在校生や保護者の声を直接聞く機会を設けたり、相談窓口や不登校支援の情報提供を行うなど、内容の充実を図っており、参加者は年々増加しています。

参加者からは、「たくさんの選択肢があることを知り、安心した。」「在校生がとても楽しそうで、明るい希望がもてた。」等の声があがっております。

## 3回目

### 【質問趣旨】

通信制高校や定時制高校以外にも、中学校卒業後に通える看護学校等もある。不登校生徒の進路の幅を広げるための今後の展望について問う。

### 【回答要旨】

市教育委員会では設置している「不登校対応施策推進委員会」の中では「語学や情報スキルなど、将来の仕事に繋がる学びの機会があると、主体性を持って学習に臨むことができる」と、不登校の当事者からの意見もあり、将来の職業を見据えた取組についての重要性を認識しているところです。

そのため、今年度の説明会では、就労に向けた支援を行う「筑後若者サポートステーション」に新たに参加していただき、支援内容の紹介がありました。

今後も、看護専門学校や高等技術専門学校など、将来の職業につながるような情報提供について、積極的に取組んでいきたいと考えております。

## 一問一答方式

### 【質問議員】

小林 ときこ 議員

### 【質問要旨】

1 高校生・学生のアルバイトの実態と支援について

### 【質問趣旨】

- ① 高校生のアルバイトの主な理由を伺う。
- ② 学校が設けている許可の条件・基準について伺う。

### 【回答要旨】

県立高校や私立高校を含めた、市内の高校生のアルバイトの状況については把握しておりませんが、市立高校2校についてお答えいたします。

#### 1 許可手続

アルバイトは、原則禁止されており、生活費や学費の支払い等の特別な事情がある生徒に限り、学校と保護者と本人で協議し、厳正な審査のうえで認められております。

#### 2 許可条件について

学期中は、原則土日のみ、勤務は安全でお酒を伴わない場所、勤務可能時間は午前5時から午後8時までなど、学業に支障がない範囲で認められております。

## 2回目

### 【質問趣旨】

学生アルバイトの労働上のトラブル・課題としてどのような実態があるか伺う。

### 【回答要旨】

市立高校においては、アルバイトの許可にあたって、トラブルの際は、報告するよう指導されております。令和7年度は1件の事例があり、その際は、生徒指導部と相談してアルバイトをやめたとお聞きしております。

また、労政課や市民相談窓口への相談は、現在ございませんが、相談があった際は、県労働者支援事務所をはじめとする専門の窓口と連携してまいりたいと考えております。

## 3回目

### 【質問趣旨】

働くルールを掲載したパンフレットの作成など、学生を対象とした啓発を強化すべきと考えるが、市の認識を伺う。

### 【回答要旨】

#### 1 啓発用ハンドブックの作成について

福岡市と同様、久留米市でも、労働契約や労働条件、労働関連法などを漫画で分かりやすく説明した「はたらく人のための労働ハンドブック」を作成し、ホームページに掲載しております。

あわせて、スマートフォンでも簡単にみることができるよう QRコードを付けたチラシを市内の高校や大学に配布し、LINEによる配信、学内の就職イベント等での啓発も行っております。

#### 2 啓発強化について

市としましても、就職、アルバイトを問わず、労働契約や労働条件、労働関連法は重要なものであると認識しており、より多くの学生に、このハンドブックを活用してもらえるよう、学校などの意見を聴きながら、啓発に取り組んでまいりたいと考えております。

【質問要旨】 3 リプロダクティブ・ヘルス/ライツについて  
(1) 包括的性教育について

2 回目

【質問趣旨】 久留米市の小中学校における性教育の現状について問う。

【回答要旨】 市立小中学校における性教育は、学習指導要領に基づいて実施しており、小学校では、4年生の体育の授業において、思春期の体の変化など、体の発育・発達について学習します。

中学校では、1年生の保健体育の授業において、生殖に関わる機能の成熟と適切な行動について学習し、3年生では、感染症の予防や個人の健康を守る社会の取組を学習するなど、児童生徒の発達段階に応じた性教育を実施しております。

3 回目

【質問趣旨】 久留米市の小中学校における包括的性教育の現状について問う。

【回答要旨】 久留米市では、人権・同和教育を全ての教育の土台の1つとして位置付け、一人ひとりの人権が尊重される教育活動の充実を目指しております。

性教育につきましても、先ほど回答した学習内容に加え、性の多様性や男女相互の理解と協力などを学び、人権を尊重し、より良い人間関係の形成を目指した教育に取り組んでいるところです。

## 個人

### 一問一答方式

【質問議員】 草場 公晴 議員

【質問要旨】 2 アーバンスポーツ施策と施設整備の施策形成について

【質問趣旨】 市としてアーバンスポーツをどう位置づけているか。また、どのくらい検討が進んでいるのか。

【回答要旨】 アーバンスポーツは特に若者世代での注目が高く、若者が運動・スポーツに親しむきっかけやその後の運動習慣、ひいては、市のスポーツ実施率向上にもつながるものと考えております。

そのため、これまでも世界ブレイキン選手権の誘致やボルダリング教室の実施など、市民がアーバンスポーツに触れる機会の創出に努めてまいりました。また、今年度末に策定予定の次期スポーツ推進計画には、新たにアーバンスポーツの普及促進を盛り込むよう進めているところです。

### 2回目

【質問趣旨】 アーバンスポーツ施設整備の想定利用規模、想定ターゲット層などの数値的整理はしているか。

【回答要旨】 施設整備については、他自治体の施設や運用状況など現地視察等も行い情報収集に努めているところですが、現時点で具体的な数値などは整理しておりません。なお、アーバンスポーツの普及促進に取り組んでいくにあたり、そのターゲット層は10代から20代をイメージしているところです。

### 3回目

【質問趣旨】 競技人口や利用実態など、政策判断に使えるデータとして把握しているか。また、将来的な施設整備の判断は何を根拠に行うのか。

【回答要旨】 市内における競技人口など、現時点では客観的にまとめられたデータはございません。推計値にはなりますが、例えばスケートボードは、国内の愛好者が約40万人と言われており、単純に市の人口を基に算出しますと1,000人程度となります。なお、国内のスケートボード市場は右肩上がり成長し続けており、市内の競技人口も年々増加傾向であろうと推測しているところです。

また、施設整備の判断ですが、厳しい財政環境の中で既存施設の維持補修などもあり、何を優先して整備すべきか、アーバンスポーツ施設も含めて慎重な判断が必要だと考えております。

### 4回目

【質問趣旨】 アーバンスポーツ推進協議体を設置する考えはあるか。また、その中で責任部署や推進体制が必要だと考えるかどうか。

【回答要旨】 実際にアーバンスポーツに親しんでいる市民の声を聞き、市内の実情を深く知ることは、実効性のある施策推進にあたって有効な手段であると認識しているところです。また、そういった人たちが主体的に関わり、動いてもらうことで、アーバンスポーツの普及促進や市民の認知度・理解の向上が図られ、その後の様々な施策展開にもつながると考えます。まずは、できるだけ幅広い皆さ

んと意見交換していきたいと考えております。

なお、アーバンスポーツの普及促進については、体育スポーツ課が中心となり、関係部局間で連携しながら進めてまいりたいと考えております。

#### 5回目

【質問趣旨】 小規模イベントなど社会実験を実施する考えはあるか。

【回答要旨】 昨年12月に久留米市で開催した世界ブレイキン選手権での注目を継続的に活かし、アーバンスポーツを普及促進していくため、各種教室や体験会等を企画・実施してまいりたいと考えております。

#### 6回目

【質問趣旨】 アーバンスポーツ施設整備の是非を判断するため、KPIを設定して検証する考えはあるか。

【回答要旨】 教室や体験会は、次年度以降の実施に向けてこれから具体的に検討する段階ですが、当然、市が事業を行うにあたっては、その効果を最大限に発揮するため、目標を定めて進めてまいります。

なお、施設整備の是非については、そういった事業等による目標値の達成状況やニーズ把握の他に、繰り返しになりますが、財源などの課題もふまえて総合的に判断する必要があるものと考えております。

#### 7回目

【質問趣旨】 アーバンスポーツ施策を、まちづくり・人口減少対策・若者支援として位置づけ、部局横断で進める考えはあるか。

【回答要旨】 スポーツは、まちの魅力創出・地域づくりといった効果や、交流人口の増加・観光促進といった経済的効果も生み出すものであり、幅広い分野が関係していると認識しているところです。

現在も部局横断でスポーツ施策に取り組んでおりますが、より一層の連携を図りながら、スポーツの持つ力をまちづくりに活かしていきたいと考えております。

【質問要旨】 3 久留米総合スポーツセンター周辺における駐車場問題と交通マネジメントについて

#### 1回目

【質問趣旨】 陸上競技場周辺の駐車場問題について、市としてどのような課題認識を持っているのか。

【回答要旨】 久留米総合スポーツセンター周辺には、久留米百年公園や筑後川河川敷を含め、約2,000台分の駐車場を整備しています。

しかしながら、スポーツ大会や各種イベントが開催される際には、来場者が会場に近い陸上競技場周りの駐車場に集中し、すぐに満車となり、周辺道路にも交通混雑を生じさせています。

一方で筑後川河川敷駐車場には終日空きが見られるなど、各駐車場の利用状況に偏りが生じています。

この状況から、駐車場全体の台数が不足しているというよりも、駐車場の使われ方に課題があると認識しています。

## 2回目

【質問趣旨】 駐車場混雑発生のイベント数、苦情件数をデータで把握しているのか。

【回答要旨】 各スポーツ施設で開催される大会は、主催者や種目、規模が多様であり、また、公園内の他施設利用も重なることから、駐車場に起因する交通混雑などの課題解決策については、関係者が連携して取り組むことが重要であると考えています。

混雑が生じたイベント数や駐車場に関する苦情件数などの詳細なデータは把握しておりませんが、イベント等開催時の駐車場の状況や利用者から寄せられた苦情の内容については、関係者間で情報共有を図っています。

## 3回目

【質問趣旨】 リバーサイド・百年公園活用に加え、モビリティ連携や予約制導入、官民連携による駐車場マネジメント実証を行う考えはないか。

【回答要旨】 現在、久留米総合スポーツセンター周辺における駐車場混雑緩和策として、スポーツ大会等の主催者から参加者に対し、駐車台数に余裕のある筑後川河川敷駐車場の利用を促す事前周知や、久留米総合スポーツセンターへの経路上に他の駐車場案内板を設置して駐車車両の分散を図るなどの対応を行っています。

今年度からは、関係者で周辺駐車場の案内図を作成して、各関係者がホームページ等で情報発信するなど、関係者間での連携強化を図っているところです。

また、令和6年4月には、施設周辺にシェアサイクル「チャリチャリ」を導入し、近隣の宮ノ陣地区において、複数の移動モビリティを集約した「モビリティ・ハブ」の社会実験を実施するなど、公共交通活用による施設へのアクセス向上に努めているところです。

久留米市としましては、今ある資源を最大限に活かすことで、混雑解消に向け引き続き検討し、施設管理者や大会主催者側で取り入れられる手法等があれば、協議を進めたいと考えています。

## 4回目

【質問趣旨】 交通マネジメントを含め、このエリアにおいてスポーツを中心とした賑わいづくりを戦略的に行う考えはあるか。

【回答要旨】 各種スポーツ施設が集約された久留米総合スポーツセンターは、本市のスポーツ推進の拠点機能を担っております。多くの大会参加者やスタッフ、観戦者等呼び込む集客力の高いエリアであり、その経済波及効果は非常に高いと認識しているところです。また、スポーツ大会等と連動したオープンスペースでのイベントやキッチンカー出店のように、大会関係ではない市民等も呼び込み、更なる効果を生み出せるエリアだと考えております。

このようなことから、これまでも戦略的な取組を進めてきており、昨年はその成果として、日本初開催となった世界ブレイキン選手権や7年ぶりの大相撲久留米場所などの開催につながったと考えているところです。今後とも、戦略性を持って大会やイベントの誘致・支援などに取り組み、スポーツセンターエリアの更なる賑わいと付加価値の創出に努めてまいります。

また、大きな大会やイベントが集中するような場合には、それぞれの主催者ならびに関係者に対し、相互に連携した取り組みや河川敷駐車場への誘導など、引き続き協力をお願いしてまいります。



## 久留米市小中一貫教育に関する方針案の策定状況について

### 1 現在の状況

「めざす15歳の姿の共有」「9年間の系統性・連続性を意識した教育の推進」「児童生徒の交流や教職員の連携・協働の推進」「学校・家庭・地域が連携・協働した教育活動の展開」を基本視点とし、久留米市小中一貫教育に関する方針案検討委員会等の意見を踏まえながら、小中一貫教育のあり方等に関する方針案を検討しています。

### 2 児童生徒・教員の意見等

検討にあたっては、教科の学習や小中学校の違いなどに関する児童生徒や教員の意見を聴取するため、アンケートの実施及び児童生徒の代表による話し合いを通じた意見の表明を行いました。

### 3 アンケートの実施概要

#### (1) 実施内容

[期間] 令和7年10月8日(水)～10月29日(水)

[方法] Google フォームによる Web アンケート

[対象] 市立小中学校の全児童生徒及び教員

#### (2) 回答状況

[小学校] 児童1～6年生 回答数 12,654人／16,313人 (回答率 77.6%)

教員 回答数 932人／1,124人 (回答率 82.9%)

[中学校] 生徒1～3年生 回答数 6,028人／7,808人 (回答率 77.2%)

教員 回答数 457人／593人 (回答率 77.1%)

### 4 児童生徒のアンケート結果

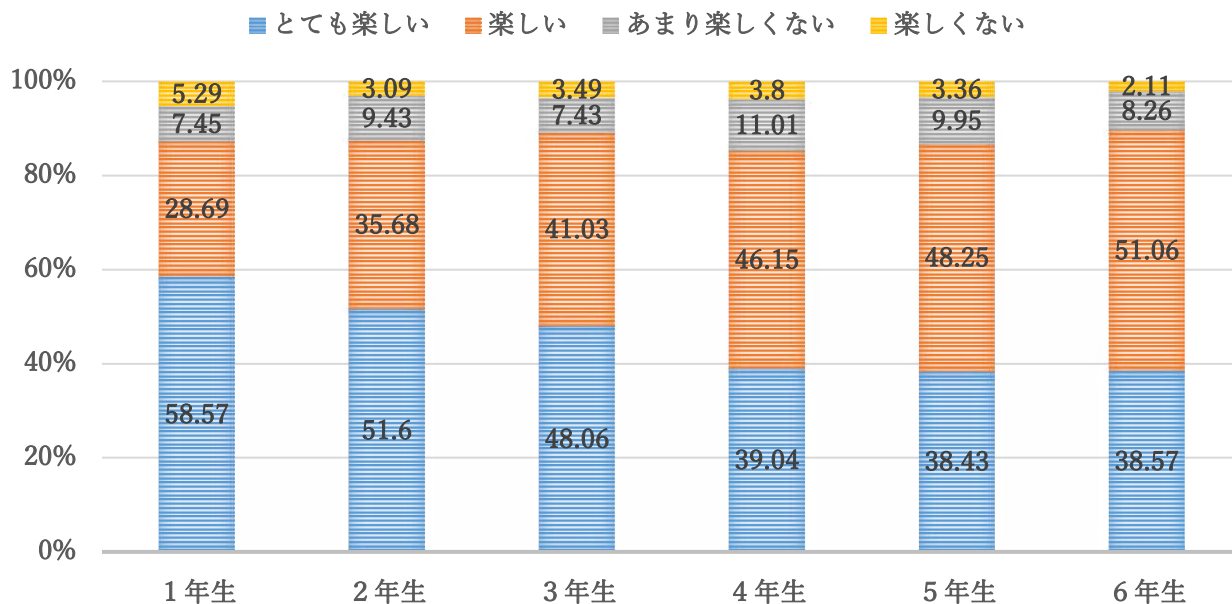
#### (1) 学校が楽しいかどうか

① 「学校は楽しいですか」という質問に「とても楽しい」「楽しい」と回答し、肯定的に捉えている児童生徒は、小中学校ともに約9割であり、全体的に高い状況が確認できました。

② 楽しさの理由として最も多い回答は、小中学校ともに「友達との交流・遊び」「友達」でした。一方で「あまり楽しくない」「楽しくない」と捉える児童生徒がどの学年にも1割程度いることになり、児童生徒の多様性に寄り添った切れ目のない指導の必要性も明らかになりました。

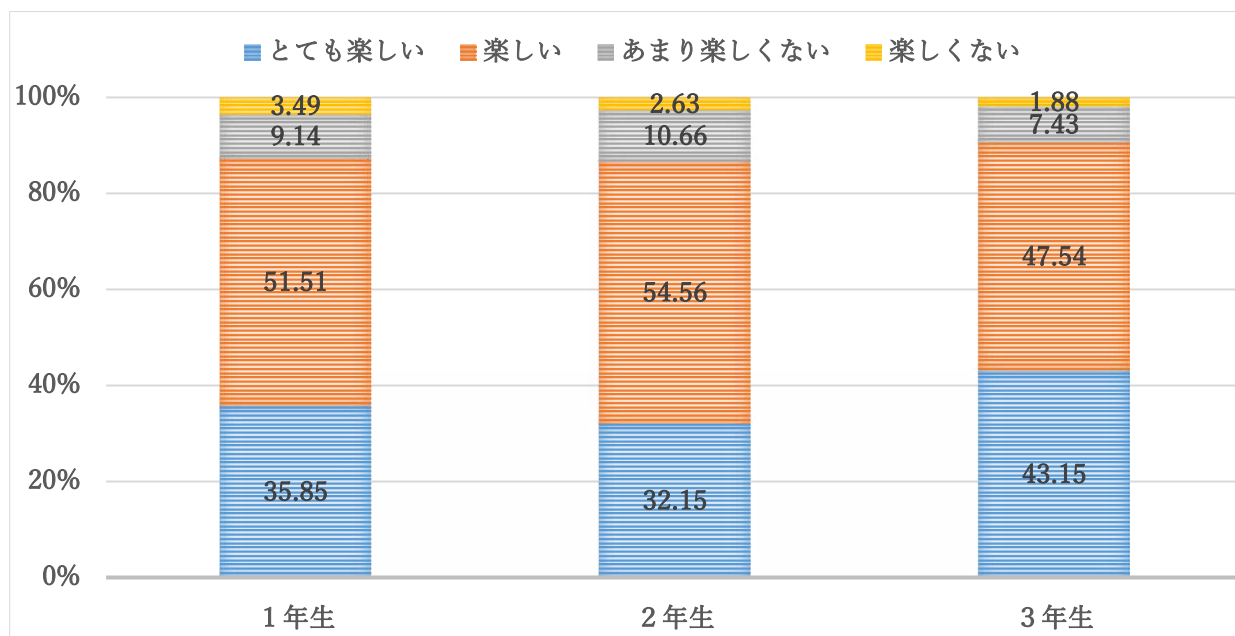
## 小学校の傾向

「とても楽しい」の割合は、学年が上がるにつれて減少傾向にあります。特に、小学4年生から5年生にかけて「勉強が難しくなる」と感じる児童が増えています。



## 中学校の傾向

楽しくないと感じる理由としては、小学校と同様に、学習面への苦手意識が挙げられます。



## (2) 算数・数学への意識から見える学びの系統性・連続性の重要性

### ① 小学3年生から4年生に進む段階

- ◇ 算数を好きと肯定的に答えた児童の割合は、3年生（71.24%）から4年生（56.43%）にかけて大きく減少しています。
- ◇ 4年生の算数は、抽象的な概念・複雑な計算（桁数が多い割り算等）が求められ、苦手意識が芽生えやすい時期でもあります。この時期のつまづきを解消することが、その後の学習意欲の維持にとって重要であると考えられます。

学年	肯定的な回答 (とても好き+好き)	否定的な回答 (あまり好きではない+好きではない)
3年生	71.24%	28.77%
4年生	56.43%	43.56%
5年生	61.53%	38.48%
6年生	61.02%	38.98%

### ② 小学校から中学校へ進学する段階

- ◇ 算数・数学を好きと肯定的に答えた児童生徒の割合は、小学6年生（61.02%）から中学1年生（60.2%）に進学すると若干減少し、中学2年生（56.1%）になると大きく減少します。
- ◇ これは、中学校進学後の学習内容の難度のギャップが、中学校の学習が進むに連れて顕在化し、難しいという認識を高めているものと言えます。

学年	肯定的な回答 (とても好き+好き)	否定的な回答 (あまり好きではない+好きではない)
1年生	60.20%	39.80%
2年生	56.10%	43.91%
3年生	59.97%	40.04%

## (3) 中学校進学による変化で主に困ったこと

中学生は「小学校との学習方法や学校生活の違いで困ったこと」として、次の点を挙げています。

### ① システムの変化

教室の移動、大量の教科書・荷物の管理、定期考査など、中学校特有のシステムに慣れる必要があり、自己管理能力が試される機会が増えること。

### ② 人間関係の変化

「クラス替え等で人間関係が広がるがトラブルも増える」「複数の先生（教科担任制）への対応が必要となる」など、人間関係が多様化・複雑化すること。

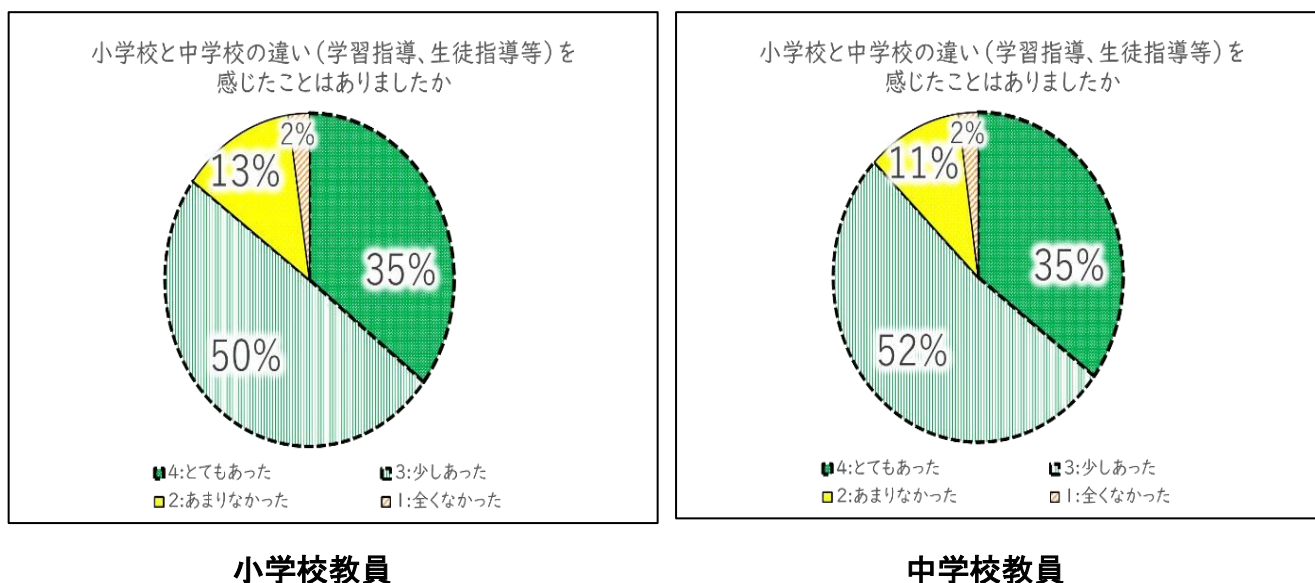
### ③ 日常生活の変化

「部活動が始まると楽しみも増えるが宿題等の時間が確保できない」「時間がなく

て遊べない」など、生活の変化に慣れる必要があること。

## 5 教員のアンケート結果

- ① 「小学校と中学校の違い（学習指導・生徒指導等）を感じたことがありますか」という質問に対して、小学校 85%、中学校 87%の教員が「とてもあった」「少しあった」と回答しており、多くの教員が小学校と中学校の違いを感じています。
- ② 教員が特に違いを感じる点として「学級担任制から教科担任制への移行に生徒が戸惑うこと」「中学校入学時に、基礎・基本の学習内容の定着に差が見られること」「学習量の増加と難度が高くなる中で、単元あたりの授業時数が少なくなること」「集団規律や学習規律の定着が求められること」が挙げられます。



## 6 子どもの意見表明

市立小中学校の代表児童生徒6人（小中各3人）がオンラインを通して「明日も行きたくなる理想の学校」をテーマに対話を重ねました。その中で、より多くの仲間の声を届けるためのアンケート実施を提案し、みんなの本音を引き出すためのアンケート項目について話し合いました。

そして、取りまとめたアンケート結果も踏まえて3つの提言を取りまとめ、検討委員会で自分たちの意見を表明しました。

私たちは、明日も行きたくなるような学校というテーマで代表の小学生や中学生と話し合った時、他のみんなの意見も聞くためにアンケートをとったらどうかと考えました。今回、私たちが考えたアンケート項目も取り入れて、アンケートをとっていただきありがとうございました。

私たちは、アンケート結果にもあったように、私も含めて学校が好きだと感じています。ですが、一方で色々な意見をもらっていて、よりよい学校への期待も高まっているところです。とても楽しいという意見がどの年齢も、どの学年も、どの子も感じられるような学校になったらいいなと思っていますので、3つ提言をさせていただきます。

一つめは、小学校、中学校と分けて考えるのではなく、小学校6年間、中学校3年間の9年間を通して児童生徒が分かる、できるを感じる事ができる授業をしていたきたいということです。

日常生活に関連した学習とか実際に体験できるような授業、そして小学校、中学校の先生方がこれまで以上に連携していただいて、授業をつくっていただけたらなと思っています。

二つめは、小学校、中学校の9年間の流れを意識して、小学生が中学校、中学生を意識できるような環境づくりをしていただきたいということです。

アンケート結果でも、小学生が中学校に上がることへの不安を抱えているという結果も出ていて、その原因として、校則や規則、ルールについても不安を感じている子が多いからです。

三つめは、私たちに寄り添った支援を先生方によりしていただきたいということです。いちばんは小学校から中学校へのギャップへの不安を減らす支援をしていただきたいと思っていて、生徒が安全安心に学校に通えるようにというところを心がけていただけたらなと思います。

本日、3つの提言をさせていただきました。よりよい学校にしていけるように、教育委員会の方にもぜひ協力していただきたいところではあるんですが、もちろん児童生徒も自分ごととして考える必要があり、取り組んでいく必要があると思っています。



## 7 まとめ

小中学校を通じて、学習への苦手意識や学校生活の変化へのとまどいが、児童生徒に影響していることが明らかになりました。特に、算数・数学における系統的なつまずきの解消や中学校進学時のギャップの緩和が課題であると考えられます。

小中9年間を見通した教育課程の編成、小中学校教員の児童生徒の理解や指導方法の共有等を通じた小中一貫教育を推進することによって、その解消につながっていくとの認識に立ち、引き続き検討してまいります。



## 市立高校の部活動における物損事故について

- 1 発生日時 令和8年2月18日（水） 午後5時頃
- 2 発生場所 南筑高校グラウンド隣接地
- 3 事故の状況 野球部の練習中にグラウンドの左翼付近からサイドノックを行っていた際、打球が防球フェンスを越え、隣接する駐車場の車（1台）に当たり、損傷させたもの。
- 4 被害の状況 ボンネットの一部損傷（凹み）





## 「久留米市文化財保存活用地域計画」の中間見直しについて

### 1. 現行の「久留米市文化財保存活用地域計画」の概要

#### (1) 策定の背景

久留米市では、市内に所在する文化財の調査・把握を行い、重要なものについては国・県・市の指定等により堅実な保存活用を進めてきた。しかし、それまで文化財保護に係る基本方針や具体的な方策を定めたマスタープランは作成されておらず、「文化財保存活用地域計画」の策定により、その後の文化財保護の仕組み、実現すべきビジョン、具体的な取組を定め、計画的に施策を進めていく必要があった。

そうした中で平成30年に文化財保護法が改正され、都道府県が「文化財保存活用大綱」を、市町村が「文化財保存活用地域計画」を策定できることが規定された。

#### (2) 地域計画の策定

この法改正を受け、久留米市では地域計画を文化財保護行政におけるマスタープランと位置づけ、教育委員会の附属機関である「久留米市文化財保存活用地域計画協議会」（以下「協議会」という。）への諮問・答申を経て策定し、令和3年7月に文化庁の認定を受けた。これは福岡県内で初、九州でも2番目の策定であり、現在までに県内で10市町が策定を終えている。

なお、計画策定により、一部の事務の権限移譲や国庫補助金の優先採択、補助率の嵩上げなどの優遇措置を受けることが可能となった。

#### (3) 地域計画の主な内容

##### ① 計画期間

令和3年度から12年度まで

※ ただし、久留米市新総合計画第4次基本計画が満了する令和7年度に見直し

##### ② 基本理念

筑後川と生きる『歴史のまち 久留米』

～地域とともに、歴史遺産を見つけ守り、  
活かし伝える～

##### ③ 基本方針

- ① 地域とともに 歴史遺産の保存と活用の調和を生み出す仕組づくり
- ② 見つけ守る 活用に配慮した歴史遺産の保存の推進
- ③ 活かし伝える 歴史遺産の保存に向けた活用の推進



#### ④ 歴史遺産の保存・活用に関する取組（アクションプラン）

「基本方針」①から③までを実現するための具体的な取組 8 2 項目及び「筑後川遺産保存活用の推進プログラム」 4 1 項目の全 1 2 3 項目からなる。

実際に取り組む年次を「前期」、「中期」、「後期」（「筑後川遺産保存活用推進プログラム」は「前期」及び「後期」）に分け、取組期間を示している。

#### ⑤ 歴史遺産を将来へ守り伝える新たな仕組み

筑後川遺産…永い歴史と筑後川の恩恵に育まれた文化を背景とする様々な物語  
(ストーリー) でつながれた関連する歴史遺産群 (関連文化財群)

### 【筑後川遺産登録制度による歴史遺産の保存・活用】

『既存の筑後川遺産』（地域や行政など多様な担い手による歴史遺産の保存・活用を推進）

1. 攻める！戦国高良山
2. 石室を彩る原始絵画 - 耳納北麓の装飾古墳 -
3. 高良遊山 - 絵葉書で観光しませう -
4. 軍の記憶 - 久留米の戦争遺跡を訪ねて -
5. 水沼の君の時代
6. 梅林寺四百年 - 大名有馬家の菩提寺 -

⇒ それぞれの筑後川遺産ごとに作成した「推進プログラム」に取り組むことで、歴史遺産の保存・活用を推進

## 2. 協議会への諮問

計画の中間年度にあたる令和 7 年度に見直すとしていることから、令和 7 年 1 0 月 2 9 日、教育長は協議会に対し、地域計画の中間見直しについて諮問した。

## 3. 協議会における見直し検討

教育長の諮問を受け、協議会において見直しの検討を行った。

### (1) 現在までの取組の総括

#### ① 全体的な達成状況

《評価区分》

A：概ね計画通りできている

C：現時点では着手できていない

B：計画通りにできていない部分がある

取組項目	A	B	C	合計
1. 歴史遺産の保存と活用の調和を生み出す仕組づくり	5	8	4	17
2. 活用に配慮した歴史遺産の保存に関する取組	20	7	1	28
3. 歴史遺産の保存に向けた活用に関する取組	18	16	3	37
4. 筑後川遺産による歴史遺産の保存・活用	26	13	2	41
合計	69	44	10	123

取組項目全123項目のうち、A評価が69項目、B評価は44項目、C評価は10項目ある。

## ② 評価結果の分析

C評価の10項目については、文化財のさらなる保存活用のための新たな制度設計や組織づくりを行うという施策など、時間や労力を要するものが多い。また、事業実施にあたり、県や他部局との連携が必要なものも多い。

内容毎に見ると、歴史遺産の「保存」、「活用」及び「筑後川遺産」に関する項目は、概ね計画どおり進んでいるが、「地域等との協働（調和を生み出す仕組づくり）」に関する項目は未着手なものが複数ある。

### 《C評価の主な項目》

- 顕彰制度の創設〔継続した活動への顕彰〕
- 市民活動連絡会議の開催〔保存活用連絡協議会(仮)の創設と定期的な開催〕
- 歴史遺産の保存・活用に関する人材配置〔歴史遺産保護指導員の設置〕
- 歴史遺産への観光誘致〔古社寺や史跡等への観光誘致 周遊ルートの作成〕

## (2) 計画見直しの考え方(方針)の整理

### ① 現行の地域計画における基本方針等

地域計画はI章からVIII章までで構成されており、I章では、久留米市の歴史文化の特徴を事実として整理している。

また、II章からV章までは「基本理念」や「基本方針」等を掲げており、柱となる「地域等との協働」、歴史遺産の「保存」と「活用」に取り組む必要性は、計画策定時から変わっていない。

VII章の「筑後川遺産による歴史遺産の保存・活用」の制度に関する部分や、VIII章の「歴史遺産の保存・活用へ向けて」についても、策定時の考え方を今後も踏襲すべきと考えられる。

### 《「久留米市文化財保存活用地域計画」の構成》

- I章 久留米の歴史文化の特徴
- II章 基本理念と基本方針
- III章 基本的な考え方
- IV章 基本方針実現のための課題
- V章 歴史遺産の保存・活用に関する方針

VI章 歴史遺産の保存・活用に関する取組

VII章 筑後川遺産による歴史遺産の保存・活用

VIII章 歴史遺産の保存・活用へ向けて

## ② 「久留米市次期総合計画基本計画」との関係

令和8年度を始期とする「久留米未来デザイン計画2035」（「久留米市次期総合計画基本計画」）中の文化財保護施策については、下記のように整理されている。

施策体系1「歴史遺産の保存・活用」では、歴史遺産を保護していくための「地域や団体との協働」や、その手法としての「筑後川遺産登録の推進」を掲げ、重点施策として「史跡筑後国府跡の整備・活用」を挙げ、施策体系2「郷土愛を育む歴史遺産の理解促進」では、歴史遺産が持つ魅力や価値を発信し、郷土の歴史・文化を身近に感じる施策を展開する。この点においても、現行の地域計画に通じるところとなる。

### 5 「楽しく心豊かな暮らし」を実現する

#### 施策18 まちの魅力を高める歴史遺産の継承

地域の特性を形成し、そこで暮らす人々の地域とのつながりや郷土愛の醸成、新たなまちの魅力創出に欠かすことのできない地域資源としての歴史遺産を、地域で守り、活かしながら、次世代に継承していくことが求められています。

長く受け継がれてきた地域の遺跡や伝統行事・文化など、多種多様な歴史遺産の保存や地域資源としての有効活用、理解促進を地域との協働により進めながら、まちの魅力向上と郷土愛の醸成を図ります。

##### ■ 歴史遺産の保存・活用

- ・ 地域や団体との協働による歴史遺産の保存・活用
- ・ 「史跡筑後国府跡」の継承に向けた整備・活用
- ・ 歴史遺産ストーリーの構築による筑後川遺産登録の推進

##### ■ 郷土愛を育む歴史遺産の理解促進

- ・ 郷土の歴史・文化を身近に感じる機会の創出・理解促進
- ・ 歴史遺産が持つ魅力・価値の効果的な情報発信

## ③ 地域計画取組項目の達成状況から

「(1)全体的な達成状況」では、A評価及びB評価が全体の9割以上を占めている。このうちA評価については、計画に則し、引き続き目標達成に向けて進捗を図っていくこととし、B評価については、目標達成に相応の努力を要する状況にあることから、遅れている部分については取組を強化していく必要がある。

一方でC評価については、計画期間内の目標達成のために速やかに課題を整理し、取組の優先順位を付けたうえで、早期に検討を始める必要がある。その際これまでの方針どおり、地域と協働して歴史遺産を保護していく視点を持って機運醸成を図り、計画を推進することが重要となる。

以上の検討内容から、地域計画の根幹となる基本理念や3つの基本方針（地域等との協働、保存、

活用)等については、今後も踏襲していくべきであることを確認した。

そのうえで、基本方針を実現するための具体的取組も、これまでの達成状況を踏まえたうえで継続・強化することにより目標達成が見込まれることから、方針実現のための具体的取組である「VI章 歴史遺産の保存活用に関する取組」及び「VII章 筑後川遺産による歴史遺産の保存活用」の「5. 筑後川遺産保存活用の推進プログラム」(アクションプラン)の部分のみを見直すこととした。

### (3) 具体的な見直し内容の検討

#### ① 取組項目の実施期間見直し

協議会では計画のアクションプランを見直す方針としたが、今後の計画の着実な推進を図っていくためにアクションプラン全体の実施期間を再構築し、取組に優先順位を付けて計画的に着手していくこととした。まずは「歴史遺産保護に関わる人材不足」と「情報発信強化」の2つの課題に優先して取り組み、「新たな組織や制度づくり」や「ハード整備」等の項目については調整に時間を要するため、検討や準備期間等も含めて、概ね令和10年度の着手を目指して取り組むことが望ましいと考え、別紙「見直し案」のとおりアクションプランを見直した。

#### ② 協議会委員からの見直しに関する意見

計画見直しやその実施に関し、委員から主に以下のような意見が出された。これらの意見は答申に当たっての「附帯意見」として整理することとした。

- ・ 計画の中で非常に多くの事業に取り組んでいるのは素晴らしいが、それを実現するには市役所内にも相応の人員、人材が必要となり、組織の充実についての検討も必要である。
- ・ 文化財や歴史遺産の保存、活用を図っていくためには情報発信が不可欠であり、計画にも位置づけられている「歴史遺産関連情報サイトの構築と発信」については、特にデジタルミュージアムを構築し、それを効果的に活用していくため、一定の予算規模を確保すべきである。
- ・ 子ども向けワークショップは非常に重要な取組であり、多くの子どもたちが参加できるような企画の工夫とPRにしっかり取り組んでもらいたい。
- ・ 文化財の活用については、地域にも目を向けるべきである。市内には久留米出身の建築家 菊竹清訓氏の作品も残っており、これまでの分野に加え、建築ももっと情報発信してほしい。

### (4) 見直し後に重点的に取り組む事項

次年度以降、まずは下記の事業に重点的に取り組んでいくことを確認した。

#### ① 歴史遺産保護に関わる人材不足への対応

##### ○ 子ども向けワークショップの実施

主に小・中学生を対象に、久留米市内で採取された土器に実際に触れる、また市内で出土した青銅器をモデルにした鋳造や勾玉づくり、火おこしなどの体験講座の開催や、久留米市内の遺跡や歴史の紹介など、子どもたちが歴史に興味を持つきっかけづくりに貢献する。

### ○ 市民活動連絡会議の開催

歴史遺産の保護団体等が、自ら関わる歴史遺産の保存活用について他団体と情報交換する場を設けてその後の活動の参考とすることにより、市民主体の歴史遺産保護を図る。まずは、筑後川遺産登録団体や無形民俗文化財保護団体などの会議の開催を目指す。

### ○ 顕彰制度の創設

現状の市の顕彰制度を確認し、制度が形骸化しないよう注意しながら、真に価値のある業績を認め、活動のインセンティブとなりうる仕組みを検討する。

## ② 情報発信強化への対応

### ○ 歴史遺産関連総合情報サイトの構築

久留米市が有する原始から現代までの膨大な歴史遺産情報をデジタル化し、歴史遺産活用のあり方の1つとして電子博物館を構築して効率的な文化財の活用法を示すことにより、これまで歴史に関心が高かった層に加え、新たなファンの獲得を目指す。

### ○ 情報発信イベントの実施

発掘調査の成果を市民へ公開するための現地説明会や体験発掘を実施するとともにこれまで「有馬記念館」や「六ツ門図書館展示コーナー」などで行ってきた、文化財資料展示に加え、出土遺物などを中心に展示する考古資料展を開催するなど、市内の歴史遺産の価値や魅力について幅広い分野の情報発信を行う。

併せて、歴史遺産の保護団体等が情報交換・交流する場を創出する。

## 4. 協議会からの答申と見直し計画の策定

令和8年3月19日、協議会から地域計画見直しについての答申を受け、その内容を十分踏まえたうえで、別紙のとおり見直しを行うものである。今回の教育委員会報告後は速やかに見直しの手続きを取り、今年度内の策定を予定している。

なお、策定後は協議会でまとめられた重要課題や附帯意見で出された項目に留意し、本計画期間である令和12年度までの実現を目指してより一層の推進を図り、鋭意、取り組んでいく。

## VI章 歴史遺産の保存・活用に関する取組

歴史遺産の保存・活用に関する方針を実現するため、前章で示した方針に基づき、本計画期間に実施する取組を記載します。市費のほか、県や国による補助金（文化財補助金等）、地方創生推進交付金など財源とし、今後の事業進捗により必要となった新たな取組についても積極的に進めていきます。

以下に文化財保護課が進めている11事業との関り、取り組む主体、実施期間を整理し、取り組む主体は、地域（市民、地域、市民団体、事業者、関係機関）と市（久留米市）、実施期間は本計画の計画期間10年とし、初動期の4年間を前期、中期3年、後期3年として、進捗管理と見直しを図りながら進めていきます。

【文化財保護課の事業】	
I 発掘調査事業	II 埋蔵文化財センター事業
III 有馬記念館活用事業	IV 歴史資料保存活用事業
V 筑後国府跡歴史公園整備事業	VI 歴史的建造物保存整備事業
VII 史跡等環境整備活用事業	<b>VIII 歴史遺産活用事業</b>
IX 文化財施設維持補修事業	X 文化財保護団体等育成事業
XI 坂本繁二郎生家活用事業	

### 1. 歴史遺産の保存と活用の調和を生み出す仕組づくり

#### (1) 地域とともに保存・活用を進める仕組づくりに関する取組

地域との協働による歴史遺産の保存・活用の推進に向けて、所有者、市民、市民団体等の活動を把握し、所有者、市民、市民団体等への活動支援や、市民参加型の取組の推進などが考えられます。

##### 1) 所有者、市民、市民団体等の活動把握

歴史遺産を守り伝える所有者や、歴史遺産の保存・活用に取り組む市民、市民団体等の活動を把握します。双方向での情報把握を実現するために、定期的に聞き取りを実施することや、インターネットでの情報収集、イベント開催時の情報把握に取り組みます。把握した担い手や活動に関する情報はリスト化し、歴史遺産の保存・活用の取組に活かします。

取組	事業との関係	主体		前期				中期			後期		
		地域	市	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
保存・活用の活動把握・情報収集 ・聞き取りなど情報収集による実態調査	X	○	◎										
情報交流イベントの開催 ・歴史遺産の担い手による情報交換の機会を創設	VIII	○	◎										
担い手など情報のリスト化 ・歴史遺産の担い手や活動内容のリスト化	X	-	◎										

## 2) 所有者、市民、市民団体等への活動支援

所有者や、歴史遺産の保存・活用に取り組む市民、市民団体等の活動を支援します。日常的な相談や情報提供が可能なシステムの創設、地域が行う活動をバックアップする仕組みを創設し、顕彰の場を通して機運の醸成を図ります。

取組	事業との関係	主体		前期				中期			後期			
		地域	市	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	
相談窓口、情報提供受付システムの構築 ・窓口やホームページで情報提供を受付	VIII	—	◎											
支援制度の創設 ・地域による歴史遺産に関する調査や維持管理への技術的支援	VIII	—	◎											
顕彰制度の創設 ・継続した活動への顕彰	X	—	◎											

## 3) 市民参加型の取組の推進

所有者や、歴史遺産の保存・活用に取り組む市民、市民団体等が連携し、横断的な取組が行えるように、互いの活動を話し合う場を創設することや、市民が歴史遺産の保存・活用に参加する機会を創出していきます。文化財保存活用支援団体の指定も視野に入れ、ともに歴史遺産の保存・活用に取り組む団体との協働を図ります。

取組	事業との関係	主体		前期				中期			後期			
		地域	市	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	
市民活動連絡会議の開催 ・保存活用連絡協議会（仮）の創設と定期的な開催	VIII	◎	◎											
市民参加型プロジェクト等、市民参加促進のための周知 ・歴史遺産の保存・活用への参加を促す機会の創設と呼びかけ	VIII	○	◎											
歴史遺産の保存・活用に関する人材配置 ・歴史遺産保護指導員の設置	VIII	○	◎											
文化財保存活用支援団体の検討 ・歴史遺産の保存・活用を行う団体の活動把握と実態調査	VIII	○	◎											

## (2) 保存・活用の仕組を動かす体制づくり

歴史遺産の保存・活用を推進する体制づくりに向けて、専門的知識を有する職員の採用と配置、恒常的に専門性の向上を図ることで、歴史遺産の保存・活用をマネジメントする力を高めていきます。また、地域や民間団体、庁内関係部局との情報共有、連携した取組をすすめる、様々な補助制度等の積極的な活用に取り組むことで、体制強化を図ることが考えられます。また、歴史遺産の保存・活用を推進するための新たな制度を創出し、必要に応じて既存の条例や規則を見直すなど、円滑な推進を図ります。

### 1) 地域、民間団体、庁内関係部局との連携

文化財保護部局のみでなく、庁内関係部局と連携することにより、効果的・横断的な歴史遺産の保存・活用を推進します。取組にあたっては、各部局の補助制度を活用するなど効率化を進め、財源の確保にも努めることが必要です。地域や民間団体との連携も進め、民間助成制度の活用も検討します。

取組	事業との関係	主体		前期				中期			後期			
		地域	市	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	
庁内関係部局との連携 ・プロジェクトチームの編成 ・庁内検討会の開催	VII～IX	—	◎											
歴史的風致維持向上計画などの検討と作成 ・関係部局と連携した歴史遺産保存・活用に関する取組の検討	VIII	△	◎											
民間活力の活用 ・民間団体の助成制度、クラウドファンディングの活用 ・ヘリテージマネージャーの育成と活用	IV～XI	◎	◎											

### 2) 専門的な知識を有した職員の採用と配置、専門性の向上

歴史遺産の保存・活用を推進するために、歴史や建築、民俗など専門的知識を有した職員を採用し、配置していきます。また、歴史遺産の保存・活用をマネジメントする力を高めることにより、様々な問題へ対応していきます。

取組	事業との関係	主体		前期				中期			後期			
		地域	市	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	
専門的な知識を有した職員の採用と配置及び専門性の向上 ・各種事業に必要な人材の継続的な配置 ・専門性を向上させる研修会の開催、参加	—	—	◎											
歴史遺産のマネジメント力の向上 ・歴史遺産の保存・活用に関する情報収集やマネジメント力を高める研修会の開催	—	—	◎											

### 3) 新たな制度の創出と条例・規則の見直し

歴史遺産の保存と活用の調和を生み出す仕組を円滑に動かすために、新たな制度を検討し、創出していくことも必要です。新たな制度の創出にあたっては、久留米市文化財保護条例など既存の条例や規則等を見直し、整理を行います。

取組	事業との関係	主体		前期				中期			後期		
		地域	市	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
関連条例や規則の見直し ・文化財保護条例や関連規則の改正。要項の作成	—	—	◎										
新たな制度の検討と創出 ・筑後川遺産登録制度の創出 ・歴史的風致維持向上計画のなど、新たな制度導入について検討	VIII	△	◎										



## (2) 歴史遺産を守り、共有する

所有者、市民、市民団体等と連携した日常的な管理、恒久的な保存のための指定・選定・登録、劣化やき損した歴史遺産の修理・復旧、保存環境の整備や防災・防犯体制の構築、伝統技術の継承支援、歴史遺産の記録保存や情報の集約などの取組が考えられます。その推進にあたっては、多分野の有識者と連携して検討を行い、適切な方法で取り組みます。

### 1) 所有者、市民、市民団体等との連携

歴史遺産の日常的な維持管理を図るために、所有者や市民、市民団体等との連携を深める取組を推進します。

取組	事業との関係	主体		前期				中期			後期				
		地域	市	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12		
所有者、校区コミュニティ組織との定期的な連絡 ・管理状況報告のための連絡会議の開催	Ⅷ	◎	◎	■											
校区別文化財保護指導員や文化財リーダーの配置、文化財パトロール隊の結成 ・地域によるモニタリングと結果報告	Ⅷ	◎	◎	■											

### 2) 歴史遺産の指定・選定・登録

歴史遺産を恒久的に守り伝えるために、調査・研究により価値が認められた歴史遺産について、国・県・市による指定や登録文化財、選定保存技術にする取組を積極的に進めていきます。

取組	事業との関係	主体		前期				中期			後期				
		地域	市	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12		
歴史遺産の指定・選定・登録の推進 ・法的措置による歴史遺産の保存・活用の推進	I・Ⅳ・Ⅵ・Ⅷ	○	◎	■											
市登録文化財制度等の検討と創設 ・筑後川遺産制度など、市独自の制度の検討と創設	Ⅷ	△	◎	■											

### 3) 歴史遺産の修理・保存整備

劣化や破損が見られる歴史遺産は、その価値が損なわれないように、速やかに修理・復旧を進めます。また、史跡や建造物等を守り伝えるために、修理や復旧とともに保存整備を進めます。

取組	事業との関係	主体		前期				中期			後期				
		地域	市	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12		
指定等文化財や収蔵資料の修理・修復 ・大名有馬家関連資料の修理・修復 ・毀損した指定等文化財の修理・修復	Ⅱ～Ⅳ・Ⅷ	-	◎	■											
史跡や建造物の保存整備 ・筑後国府跡や装飾古墳の保存整備 ・有馬家霊屋5棟の修理	V～Ⅷ	○	◎	■											
保存活用計画の作成 ・下馬場古墳、安国寺甕棺墓群など、国指定文化財の保存活用計画の作成	Ⅳ・Ⅵ・Ⅶ	○	◎	■											

#### 4) 保存環境、防災・防犯体制の構築

歴史遺産を適切な環境で収蔵・保管していくために、劣化を防ぐ取組や収蔵庫の確保など、保存環境の整備に取り組みます。近年頻発する自然災害や火災、盗難、獣害などから歴史遺産を守るため、文化庁が定めた『防火対策ガイドライン』をはじめ防災、防犯に関する手引きやチェックリスト等を参照しながら、耐震・警察との連携・防災・防犯体制の確保、施設や設備の整備を進め、地域や周辺市町村、福岡県とも情報交換や連携を図っていきます。

取組	事業との関係	主体		前期				中期			後期			
		地域	市	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	
空調・防虫施設の整った収蔵施設の確保 ・文化財収蔵施設的环境改善	IX	-	◎											
脆弱遺物や展示不可能資料の複製品の作成と公開 ・3DプリンターやVR等による複製品の作成と一般への公開	II~IV・VII	-	◎											
消防署・消防団と連携した防災訓練の実施 ・定期的な見回りや文化財防火デーにおける防災訓練の実施	IV・VI・IX	○	◎											
自然災害・人災に効果的な防災設備の充実 ・防災ネットや安全柵の設置	IX	△	◎											
消防・警察と連携した文化財防災・防犯マニュアルの作成 ・歴史遺産の防災・防犯に係る対応協議とマニュアル作成	VI・VII	○	◎											
史跡など歴史遺産の予防的な整備 ・樹木の伐採や高木の剪定 ・排水路の清掃など	V~VII	○	◎											
獣害への対応 ・イノシシやアライグマなどによる被害把握と対応	VII	○	◎											

#### 5) 伝統技術の継承支援

建築物や工芸品、祭礼などを維持するためには、これらを支える技術や技能を受け継ぐことが不可欠です。そこで、地域に伝わる歴史遺産を守り伝えるために、歴史遺産を支える技術や技能を継承していく担い手を育成する機会を設ける取組を行います。

取組	事業との関係	主体		前期				中期			後期			
		地域	市	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	
技術講習会の開催 ・技術継承を考えるワークショップの企画と開催	X	◎	◎											
技術の披露・継承機会の創出と体験型企画の開催 ・職場体験や実技を体験する機会の創出	VIII・X	◎	◎											
技術保持者（団体）のリスト化 ・伝統技術の保持者や団体を台帳化し継承支援に活用	VIII・X	◎	◎											

#### 6) 歴史遺産の情報集約と公開

地域に伝わる歴史遺産の記録を保存するために、地域や多分野の有識者と連携して情報の集約を進め、データベースの作成を進めることで歴史遺産の現状を情報化し、広く公開します。

取組	事業との関係	主体		前期				中期			後期			
		地域	市	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	
無形民俗、技術などの記録保存 ・調査票や記録映像による記録保存の実施	VIII・X	◎	◎											
地域や有識者との連携による歴史遺産の調査 ・地域との連携による校区を単位とした歴史遺産の調査を実施	I~IV・VI・VII	◎	◎											
情報集約方法の構築と運用 ・調査体制の構築と調査の実施	VIII	○	◎											
歴史遺産のリスト、データベースの作成と公開 ・歴史遺産に係る情報のデータベース化と公開	I~IV・VII	○	◎											

### 3. 歴史遺産の保存に向けた活用に関する取組

#### (1) 歴史遺産を学び、学校教育・社会教育へ活かす

歴史遺産の保存・活用へ向け、多くの人々が歴史遺産への関心を深めることが必要です。幅広い世代が歴史遺産に触れる機会を創出することや、次世代を担う子どもたちが分かりやすく、楽しみながら親しむことができる取組を推進します。

##### 1) 歴史遺産を学び、活かす学校教育の推進

次世代の担い手となる子どもたちが、楽しみながら歴史遺産に親しむことができるような取組を推進していきます。学習指導要領に基づき教育カリキュラムに歴史遺産を学ぶ機会を盛り込むことへの協力や、体験イベント・ワークショップ、職場体験などの取組が考えられます。

取組	事業との関係	主体		前期				中期			後期			
		地域	市	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	
小・中学校、高校、大学などでの出前授業・講座の開催 ・地域の歴史を学ぶ講座の実施	II・IV	○	◎											
小・中学校、高校、大学との連携事業の創出 ・歴史遺産を題材とした調査や展示など学生による企画 ・学校と市による連携した企画の実施	II・IV・XI	◎	◎											
小・中学生向けイベント、ワークショップの開催 ・古代食の再現など食育メニューの開発 ・無形文化財や修理現場見学など、職場体験の実施	II・IV・XI	◎	◎											
夏休みの宿題の素材提供 ・自由研究などへの協力	II・IV・XI	◎	◎											

##### 2) 歴史遺産を学び、活かす社会教育の推進

様々な世代や価値観の異なる人々が歴史遺産との関わりを見つけ、関心や愛着を育んでいくために、興味を持って参加したくなるような多様性に富んだテーマや実施方法に配慮し、イベントやシンポジウムの開催、体験イベントを企画することなどに取り組みます。

取組	事業との関係	主体		前期				中期			後期			
		地域	市	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	
市内各地での歴史講座、出前講座の開催 ・既存の出前講座「私のまちの歴史と文化財」の拡充	II・IV	◎	◎											
企画展やシンポジウム、ワークショップの開催 ・地域の歴史遺産との関わりや愛着を感じさせる企画の実施	II～IV・VIII・XI	◎	◎											
歴史遺産に関わる体験イベントの開催 ・祭り行事など、地域の歴史遺産を体験する機会を創設	VIII	○	◎											

## (2) 歴史遺産を守り、まちづくりや地域振興へ活かす

これまで地域の人々により守られてきた歴史遺産は、地域のアイデンティティを醸成してきました。これからも地域への愛着や誇りを持つことができるように、地域や市民団体による歴史遺産を活かしたまちづくりの活動等と連携し、地域振興の推進を支えます。

### 1) まちづくり活動等との連携

地域に伝わる歴史遺産を学び、伝えていくとともに、地域の歴史遺産をまちづくりに活かす活動等と連携を図ります。

取組	事業との関係	主体		前期				中期			後期				
		地域	市	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12		
各種ワークショップの推進 ・歴史遺産を見つけ守り、活かし伝えるためのワークショップの開催	VIII	◎	◎	■											
パンフレット作成などによる地域の情報発信 ・校区や地区の広報誌への情報掲載	VIII	◎	◎	■											
歴史遺産を活用したまちづくり拠点の整備 ・坂本繁二郎生家や青木繁生家など歴史的建造物の活用	VIII	◎	◎	■											
歴史遺産を活かした移住促進、ブランド化の推進 ・関係部局と連携した歴史遺産を活用した魅力の発信	VIII	◎	◎	■											

### 2) 地域振興へ活かす

地域活動の一環として地域に伝わる歴史遺産を活かし、地域の活性化や地域振興へつなげる取組を推進します。

取組	事業との関係	主体		前期				中期			後期				
		地域	市	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12		
自治会、子ども会、女性の会、老人クラブなど地域活動の推進 ・地域の歴史を学び・守り・活かす活動を推進	VIII	◎	◎	■											
地域コミュニティ組織や市民団体等と連携したイベントの開催 ・古墳や歴史的建造物を巡る企画の実施 ・火起こしなどの古代体験の実施	VIII	◎	◎	■											

### (3) 歴史遺産を守り、観光振興へ活かす

本市の歴史遺産を観光振興へ活かすことで歴史遺産を守ることにつながるため、観光部局等や歴史遺産を活かす民間事業者等との連携に取り組み、歴史遺産を活用した文化観光を推進します。

#### 1) 観光部局等との連携

より多くの人々が楽しみながら歴史遺産への関心を育ていけるよう、魅力ある歴史遺産を観光振興へ活用しやすい環境を整えるとともに、観光部局等との連携を進めることで、効果的な事業の推進を図ります。

取組	事業との関係	主体		前期				中期			後期				
		地域	市	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12		
歴史遺産を活かしたPRコンテンツの企画・作成 ・観光部局等のPRコンテンツへの協力	Ⅷ	○	◎	■											
歴史遺産を紹介するガイドの研修と派遣 ・職員や希望者への研修と運用とガイドの実施	Ⅷ	○	◎	■											
位置情報を活用した歴史遺産に触れるアプリ開発 ・サインと連動した情報発信方法の検討	Ⅷ	△	◎	■											

#### 2) 歴史遺産を文化観光へ活かす

文化の振興や観光の振興とともに多くの人々が歴史遺産への関心を深めることで、地域の活性化につなげていけるよう、地域に伝わる歴史遺産を活かし、文化観光を推進します。

取組	事業との関係	主体		前期				中期			後期				
		地域	市	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12		
歴史遺産への観光誘致 ・古社寺や史跡等への観光誘致 ・周遊ルートの作成	Ⅷ	△	◎	■											
解説板や案内板設置など、環境整備 ・解説板の新設と更新 ・観光部局と連携した環境整備	Ⅷ	△	◎	■											

#### 3) 歴史遺産を活かす民間事業者との連携

歴史遺産に馴染みのなかった人々が歴史遺産と出会うきっかけとなるよう、歴史遺産を活かした事業を展開する民間事業者等と連携し、歴史遺産の積極的な活用を図ります。歴史遺産を舞台にしたユニークベニューの誘致、商品開発、国登録有形文化財（建造物）の活用などが考えられます。

取組	事業との関係	主体		前期				中期			後期				
		地域	市	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12		
ユニークベニューの推進 ・歴史的建造物や史跡を舞台にした企画の実施	Ⅷ	○	◎	■											
歴史的建造物の活用 ・宿泊施設、飲食店、物品販売店などへの活用を検討	Ⅵ・Ⅷ	◎	◎	■											
歴史遺産を取り入れた観光イベントの企画 ・まち歩きイベント等への歴史遺産の活用	Ⅷ	○	◎	■											
歴史遺産をモチーフにした商品開発 ・久留米入城400年に係る商品開発など	Ⅲ・Ⅷ	◎	◎	■											

## (4) 歴史遺産の価値や魅力の情報発信

世代や環境の異なる幅広い人々が、歴史遺産を身近に感じることができるよう、多様な媒体による情報発信、歴史遺産の拠点づくりに取り組みます。推進にあたっては、地域や民間事業者、関連部局等と連携して取り組んでいきます。

### 1) 多様な発信

これまで取り組んできた刊行物やホームページでの情報発信に加え、オンラインやデジタル配信など、新たな通信技術を含む多様な媒体をとおして情報発信に努め、多様な人々に情報が届きやすいように発信していきます。

取組	事業との関係	主体		前期				中期			後期			
		地域	市	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	
多彩な情報通信技術を用いた情報発信 ・ホームページやSNSによる情報発信	I～IV・VIII	—	◎											
歴史遺産関連総合情報サイトの構築と発信 ・ポータルサイトの構築と発信	VIII	—	◎											
歴史遺産の価値や魅力を伝えるAR、VR、MRの開発 ・久留米城や有馬家霊屋、装飾古墳を対象にした開発を推進	VIII	—	◎											
広報誌、新聞などによる情報発信 ・市広報誌やタウン情報誌、新聞各社への情報提供	I～IV・VIII	—	◎											
情報発信イベントの実施 ・ボランティア体験、修復作業見学会などの開催	VIII	△	◎											

### 2) 歴史遺産の拠点づくり

デジタル技術による情報発信以外にも、現地で学び、実物を見る感動を伝えるために、歴史遺産の拠点づくりに取り組みます。久留米市美術館や有馬記念館、埋蔵文化財センターといった展示施設のほか、多くの人々が訪れやすい久留米シティプラザ、コミュニティセンター、商業施設などの既存施設において、情報発信の拠点となる展示空間の確保に取り組みます。

取組	事業との関係	主体		前期				中期			後期			
		地域	市	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	
既存施設を活用した展示空間の確保 ・久留米市美術館、久留米シティプラザ、コミュニティセンター、商業施設、空き家など	II・IV・IX・VIII	—	◎											
収蔵展示施設の確保 ・保存環境が整備された収蔵施設の確保を検討 ・展示施設の拡充を検討	II～IV・VIII	—	◎											

## (5) 歴史遺産を取り巻く環境の保全、整備

歴史的・文化的背景を共有する歴史遺産を一体的に捉え、関連する歴史遺産を群として保存・活用する取組として「筑後川遺産」を設定し、推進していきます。また、地域や関係部局との連携により、案内板、解説板の充実、周辺景観の保全、形成に取り組むことで、総合的な調和を図ります。

### 1) 歴史遺産の群としての保存・活用

歴史的・文化的背景を共有する歴史遺産を群として捉え、一体的な保存・活用を進めるため、歴史ストーリーの創出に取り組みます。

取組	事業との関係	主体		前期				中期			後期			
		地域	市	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	
歴史ルートづくり事業の推進 ・歴史遺産を取り巻く周辺景観の保全・形成	VIII	○	◎											
筑後川遺産の設定と推進 ・歴史ストーリーの創出 ・「歴史のまち久留米 ストーリーシート」の作成	VIII	◎	◎											
デジタルアーカイブの作成 ・データベースの構築と公開	I～VIII・X・XI	—	◎											

### 2) 案内板、解説板等の充実

歴史的・文化的背景を共有する歴史遺産の一体的な活用を進めるため、案内板や解説板など、利便性を高める取組を進めます。

取組	事業との関係	主体		前期				中期			後期			
		地域	市	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	
多言語化、ユニバーサルデザインに対応した案内板、解説板の設置 ・指定等文化財への案内板、解説板の設置	VII・VIII	—	◎											
情報発信コンテンツ（QRコード、アプリ）への対応 ・解説板へのQRコードの掲載	VII・VIII	—	◎											

### 3) 周辺景観の保全、形成

歴史遺産とその周辺環境を一体的に保全し、良好な環境を形成するため、文化財保存活用区域の検討や景観計画との調整、都市計画に配慮した道路や広場の整備などを提案します。

取組	事業との関係	主体		前期				中期			後期			
		地域	市	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	
文化財保存活用区域の検討 ・歴史的風致維持向上計画の検討とも連動した文化財保存活用区域の検討	VIII	△	◎											
景観計画や都市計画マスタープランとの連携 ・関係部局と連携した施策の立案	VIII	—	◎											
歴史遺産周辺の環境整備 ・歴史遺産周辺の道路、広場整備への助言	V～VIII	○	◎											